
◎議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議6-1をお開き願います。議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年12月4日提出。白老町長。

本条例附則でございませう。この条例は平成28年1月1日から施行する。

次のページでございませう。議案説明です。特別職の職員の給与については、本町の厳しい財政状況を踏まえ、町長は45%、副町長にあつては40%の給料の削減を行っているが、この度、平成25年度に実施した観光連携型6次産業人材育成事業において、補助金の返還に至る事態となったことや昨年度も同様の問題が連続して発生していることから、特別職としての監督責任を重く受けとめ、平成28年1月1日から1月31までの1か月間、町長・副町長の給料をさらに10%減額することとし、町長においては55%、町長にあつては50%の給与削減を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 皆さんないようですから、一言だけご質問しておきます。この町長の給与削減、これの今の議案説明では大変45%という厳しい削減の中、さらに10%削減する。こういうことで町民からすると町長食べていけるのかなとこう思うのですよ。私はこのこととは別に、町長のこの給与削減のこの大きな理由が26日の全員協議会で、この公の場で。新聞報道でもありましたけれども、はっきりこう報道がありました。この副町長も40%から50%になるという議案説明なのですが、副町長というのは両副町長、古俣副町長も入っているのかどうかということをもまず一つ確認したい。それから私はこれ55%という数字もそうなのですが、町長の平均給与をならずと32.9%なのです。賞与入れてならずと32.9%の今までのはずです。ですから町民にわかりやすく全体の削減額をきちっと示すべきだともう思っております。それで町長のこの全員協議会では説明があつたのですが、町民にわかりやすく今後のことでもあります。私は責任という言葉は随分使いながらこの議

会で質問をしてみました。例えば港の問題の責任はどうかのだと、バイオマスどうかのだといったけれども、この責任問題に言及したのは今回初めてでありますし、白老の、私も32年議員やっているのですが、町長の給与の減額というのは恐らく初めだと思うのです。それだけ例え10%でも重いものだと思うのです。町長は6次産業化の町長公約の事業、あれが25年度の7月ですか。あの事業の会計検査が入った不用額の責任とこういうことでありますが、その辺、明確にこの本会議の場できちっと申し述べておいたほうが私は今後のためにいいのではないかなとこう思っているのです。私はなぜこういう質問をするとかという、私は二度あることは三度あるという言葉があります。しかし三度あることは四度あることは余りないのですよ。やっぱり失敗というのはこれ3回までなのです。この言葉からいくと、二度あることは三度ある。三度あることは四度あるというこの言葉はないのです。余り使われません。ですが、私は今生活支援事業や創生事業、26年度補正や27年度補正で1億3,500万円やっています。それから道の補助金が1,080万円かな。それからこれだけ1億4,500万円やる中で町の一般財源の持ち出しは150万円そこそこ。これだけのおいしい事業なのです。しかしながらおいしい事業だけに私は甘くみてやると私は三度あることは四度にも五度にもなっていく。このことが私は心配されるから、私はこういうときにきちっと。恐らく副町長の懲罰の条例はないと思うのです。決まりは。これはその都度その都度、職員のものはあるのです。ですから私はそういうことも含めて、この今の時代の流れというのはこの創生事業、国がどんどん生活の支援やそれから雇用の支援でお金をくれるこの時代がいつまで続くかはわかりません。でもまだ1、2年続くかも知れません。そういうことからいくとこういうことをきちっとやっぱりやっておかないと、先ほどいった三度あることは四度目になったら困るから、私はきちっとしたことをしておかなければならないと。ということでその考え方と新任になった古俣副町長です。この新しい副町長も給与の削減になるのだということですから、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今総務のほうからのご提案でしたので、私のほうからまずはお話を申し上げたいと思います。今回の6次産業化の事業を含め、それから今議員のほうからご心配がありましたが、今後の創生事業の交付金の使い方を含めてのご指摘があったことに対して私のほうから若干触れたいと思っております。失敗は物事にはないほうがいいというのは、これは誰しもが思うことであり、それに向けての事業はしているところでございますけれども、今回の6次産業も含めその前の件もありますけれども、なかなか思うようにというか、こちらが立てた計画どおりには進まないというふうなことの中で、今までの不備なことで大変ご迷惑をおかけしていることについては、重々町の理事者としてしっかりと反省も含め、それからこれからの事業に対しての気構えも合わせて持っていかなければならないというふうに思っております。それと同時にその責任のとり方について今提案

をさせていただきましたけれども、やはり私たち職員はまずは白老町役場の職員であり、そして今私は副町長という役場の職員の中での副町長という職を与えられている古俣という個人であります。ですから組織の形態としてやはり責任を持つのは古俣という個人ではなくて、副町長という職のあり方をもってその責任、職責を果たしていかなければならないというふうに考えております。ですから職のことにつきましては職責というのは、やはり継続性がそこにはあるものであり、そして個人にはそのところの継続性があるかといったらその期日というか期限というか、そういう中でやはり終わりがありますから、そのところの違いがあるのではないかなというふうに強く感じておるといよりも、それが妥当な組織としてのあり方ではないかというふうに考えて今回の提案になっていることをまずはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 1番最初に質問があった両副町長やるのかというお話は、両副町長やるという私を含めて両副町長ということでございます。またこのたびの給与削減の責任というお話の説明なのですが、以前にも話したとおり今回は会計検査院の指摘があった部分でまず返すのと、昨年も同様な件で補助金の返還ということが2年連続してあったと。そして食育センターの事務手続等々の不備があったのも合わせて、私の最高責任者としての責任を取らせていただいたというところであります。先ほど国からの補助の中身がどんどんどんどん今のような形で、まずは補助金を出し事業やりなさいと、その中でオリジナルな市町村に対し事業をやりなさい。ただ、会計検査等々も入ったときにまたきちんとそのメニューに沿って使われてなければ補助金の返還というスタイルが私もどこまで続くかわからないのですが、国がやっぱり市町村を試しているというふうに私も思っていますので、これからもこのメニューはしばらくは続くと思います。やらなければ補助金の返還はないので、ただそれはまちづくりにはつながっていきませんから、逆に職員には失敗を恐れて何もしないほうが失敗だというお話をさせていただきますので、失敗はあってはならないことではありますが、補助金をしっかりといただいた中で計画もしっかりとつくり上げていきたいというふうに考えているところでございます。今回は先ほどいったような件で私の最高責任者としての責任を取らせていただきました。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の削減は1カ月ということですから、特に平均というものは出しておりません。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 私はこういう質問をなぜするかというと、先ほども言ったようにこれから創生事業がたくさんあるからということです。それともう一つ、古俣副町長も入っているのかと聞いたのは、この6次産業の事業をやったのは25年です。そして指摘されたのが11月です。この段階では古俣副町長は教育長だったわけです。町長が11月26日の

午前中に、このときに町長が議論の中で1カ月削減するとこの公の場でお話をされました。示されました。その時古俣副町長はまだ教育長だったのですよ。この段階でまだ教育長のときに前白崎副町長がいる段階で給与削減しますと言ったのですよ。それで古俣教育長が議案に提案されて同意はされたけれども副町長になったのは12月4日です。ですから私はこの古俣副町長の給与削減するのは理屈に合わないのですよ。どう考えても私は責任はゼロなのです。私が言いたいのはそこなのです。前白崎副町長は責任があるのです。あると知っているのだから。ですから私は前白崎副長を削減するならまだしも古俣副町長の給与を削減するというのは、私は今後こういう場合は私は大きないろいろなことでいろいろなものを残してしまう。古俣副町長は白老の教育長として4年間やられて行政経験もここに出てやっていますから。この名前使ったら悪いのですが、安藤教育長が副町長になった場合はどうなりますか。安藤教育長に10%削減すると言えますか、言えないでしょう。私はやっぱり物事というのはきちっとしたけじめをつけるというのは、そういうことなのですよ。みそもくそも一緒にしたらだめなのですよ。私はそれをきょうここで言いたいのです。ですから私は本来この6次産業化の事業、私はこの会計検査の責任ばかりではなくあの事業そのもの、約4,000万円の事業が1年でなくなった責任のほうがもっと重いと思っていますのですよ、私は。そしてなぜそういうことを言うのか、経済振興課長の本間さんはこう言っています。起業支援型として長期的な農業を進める新しい法人に進行管理を含め26年度以降も単年度の事業を生かして自発的に取り組むよう再三指導したが、結果として法人の資質の問題、資質がないのだと、法人の一人として考えていたことが及ばなかったと。補助金を1年で使い切り次年度を考えないでやってしまったのだ。全く失敗を認めている。そして農業には土壌の改良から始め安定した生産が軌道に乗るまで2年か3年かかるのだ。そして長期的な取り組みが必要であったのだと、それを単年度でやったのだと。今後は農業展望を見とおして計画に沿った補助金、支援内容の順序を間違えないように取り組んでいく。こんなばかげた事業のまとめの答弁こんなものですよ。ですから私はこの520万7,000円のこれよりもこの事業の失敗のほうがずっと責任は重いのですよ。でもそれはそれとして町長はこの責任をこっちに向けて取るというのですが、私はそれも大きな問題だし、それからやはり古俣副町長の削減は私は認められません、この議員の一人として。町長は常に知っている言葉が私は最高責任者なのだ。それからこの議会も最高責任者なのだ。そこで決めた責任はどっちにもあるのだといつも言っています。そういうことからいっても古俣副町長の給与削減、私は認めることができません。先ほど説明したようにつじつまが合いません。ですから私はこの議案を1回下げてやり直さなければ私はならないのではないかなと思うのですけども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 松田議員がおっしゃること、考え方はわかります。今回私も含めて副町長が給与削減をするという責任を果たす経緯に至ってはいろいろありました。いろ

いろ給与削減だけではなくてどのような責任のとり方があるのかも含めて話し合いをした結果、このような形になったのです。白崎前副町長の話も出ましたが、確かにやっている期間でいくとそういうことになりましたが、今回やっている期間というよりは行政としての責任のとり方ということでもありますので、まず私が給与削減と。それに倣って理事者ということで教育委員会はちょっと部署が違いますので、副町長2人も削減という形をとらせていただきました。これは前に戻ってその当時の白崎前副町長から10%をもらうのではなくて、今の役職、1月の役職で責任を取るという形をとりました。これは白崎さんという個人ではなくて組織としてこの事業をやったという責任のとり方でもありますので、確かにその今年の事業として古俣副町長は実際には携わっていなかったのですが、組織の中で責任を取るということでは今の私と副町長で責任を取るというふうに至りましたので、これは重々理解しているのですが、みそもくそも一緒にしているわけではなくて、組織としての責任を取るという形をとりましたので、ここで逆に古俣副町長だけではなくて岩城副町長もことしの4月からなっていますので、そうなる組織としての責任のとり方というのは逆に明確にはならないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 町長のお気持ちはわかるのです。別に町長をいじめるために言っているのでも何でもありません。私は行政というのは1つの決まりがあると、にっちもさっちもいかないのです。例えばの話しをします。今この本町の浜で住宅に入りたいという方が1人いるのです。だけれども住宅に入る審査のところで入れないのですよ。生活保護も何も受けていないのに決まりがあって入れないのです。家はぼろぼろでロープで縛って雨が漏っている。それでその両親も亡くなっていないのですよ。兄弟3人も嫁いでいない。その方がロープを張って石で縛っている屋根。決まりがあって入れられないのですよ。今現在、今朝も私も見てきました。そういう人も救えないのになぜ町長、古俣副町長は一带としてやらなければならないのだと。こんな先程みそもくそもといったけど、全然かわりのない副町長を道連れに何もすることないでしょう。私は、それだったらそういう決まりをちゃんとつくってからやらないとだめだよ。どこにしてそんな話あるの、そんな話は私は認められません。きょうは私は絶対に反対しますけどもね。だけれども反対の反対ではないのですよ。どこに何も関係のない方を道連れに給与、対外的にも古俣家の家庭も申し訳ないけれども、奥さんにすれば、あんた何で減額さなければいけないの、今まで減額されていて、こんな話ってありますか。私は町長は前から私心配していた。町長の45%も私は反対したのです。こんなにやって飯食えないだろうと。だけれどもそれでもまだどんどん下げても食えるのだから。たくさん金持っているからそうなのだ。古俣副町長と奥さんにしてみなさい、お金たくさん持っているのわかってますけど。そういうものではないのだ。私は古俣副町長の給与は削減すべきではない。ですから議案を1回下げて出し直すべきだと思いますよ、どうしてもやるんだったら。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 私の名前がたくさん出ていますので、私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思います。今松田議員のほうからご心配の声も含めお話がありましたけれども、やはり先ほども申し上げましたように組織の1人として生きるときには、やはり古侯個人とか岩城個人だとか誰々個人だとかというふうなことで生きているつもりはありません。やはり白老町役場の副町長としての役割を職務を持って生きているつもりでございます。そういう中で先ほども申し上げたように、職の継続性は、それは必ずあるものであって個の継続性はその期限が来ればそれで終わるものでございます。そういうふうなことで、今回の町の行った事業につきましての責任のとり方については、町長はもちろんそうでありますけれども、私たち理事者におきましてもこれまでと同じ気持ちとして責任を取らなければ、今後の先ほど心配なされたようなこれからの事業の運営に当たっても必要ではないかというふうに思っております。そういうことで一つご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番大淵です。今同僚議員の質問がございました。私も類似した質問をいたしたいと思えますけれども、会計検査院の関係での責任を取ったということは十分理解をいたしました。ただ4号、5号議案の説明の関係は議案説明の前に理事者の決裁があったと。決裁事項があったという中で、私は、一つは今の問題含めて理事者の姿勢の問題、チェックシステムの問題、管理意識の問題、私はここは非常に今の問題と関連して非常に大きいと思います。この議案第6号も今、るる同僚議員から質問ありましたように、この問題でも職員を処分するとの前副町長の議会での発言があるのです。職員を処分するという、これは前副町長のお話でした。最終責任者の本人には何もない。もちろん仕組み上は今古侯副町長の答弁で十分理解しました。しかし私はそうであれば自主的な返納を促すなど、そのことに対して現理事者も本当に何も感じなかったのか。これで本当に職員は一生懸命に働こうとなりますか。処分すると言った人が処分されないのですよ。自分の部下は処分するけど自分は何もないと。そこを促すのが今の理事者の仕事ではないのですか。本当に求心力を増すということは私はそういうことだと思うのです。私はこれで理事者の崇高なお話は今の副町長のお話は十分に理解しました。しかし職員がそれで納得できますか、これから処分されるのですよ。おかしいですよ。私はこういう理事者の姿勢の問題だと思うのです。この姿勢に対して私は本当に猛省を促したいのはそこなのですよ。職員の求心力を皆様方が増そうとしたら何をすべきかということ考えなければだめではないのですか。できないなら職員が納得する方法を考えないで職員に仕事だけやれと、やりますか。処分するといった人が処分されないのですよ。それは行政の継続は十分に理解できます。そのときになぜ、あなた返上してくださいとなぜ町長言わなかったのですか。私はこのほうが姿勢として見たときに、どうなのかということを知りたいのです。答弁なかつ

たでらいいですけども、私はこのことだけは議会人としてきちっとしておく必要があるだろうと思っていました。言葉が過ぎたこともあるかもしれませんが、私は本当にそう思いますので。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前副町長であります白崎さんのお話も出ました。この件に関してはこの場ではちょっと答えは差し控えさせていただきます。理事者への意見も聞きましたけど。先ほどの病院と介護施設のお話もございました。言葉では襟を正すという形でやっていきたいというふうに思っておりますし、先ほど決裁の話も出ましたので、決裁は私が最後に押すということでもありますので、きちっと今まで以上に襟を正すと職員との情報共有をもっと深くして中身の先まで考えなければいけないというふうにも思っておりますので、また議会でいろいろご指摘等々もあると思うのですが、この辺は職員と一丸となって進んでいきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ほか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただいまの松田議員、大淵議員から質問はそのとおりで、問題の核心は、私はついていっていると思います。私も若干理解できない部分がありますので質問します。前段として町長が職員の不祥に関して責任を明確にして、給料の減額という形にあらわして責任、決断したことに対しては評価をいたします。それは別としてこれからちょっと質問させてもらいます。松田議員も話しましたが私ももう1回言いますけれど、経緯をいうと11月9日の議会で町長は職員の不祥事に陳謝したのです。そして11月20日の議会で自ら責任を取るとして給料を減額しました。この時点では副町長の給料減額に触れてないのですよね。そして12月4日に給与減額の議案が提出されて若干の説明ありました。それできょう14日議案の上程で議論されていますよね。先ほど古侯副町長は行政の継続性といいましたけど、松田議員もいいましたけど12月3日なのです、任期は。そして12月4日にもう説明されているのです。行政の継続性はある、これは十分わかります。しかし私が今いった時系列の会議の中において古侯副町長の立ち位置はどうなっているのですか、まずそれが1点。

次にその組織として責任を取ると町長答弁しています、いいです。具体的に聞きますけれども給料を減額するという行為は、自分たちを戒めようとする事実上の処分として理解しているのかとかどうか。その2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今ご指摘がありました件につきましてはやはり理事者として取るべき責任の道というのは、何があるかといったら町長はこれで辞めるか減額かというふうなそういうことしか道はないのではないかなというふうに思います。私どもは一職員としてやはり町長の町政を担いながら議会等との両輪の輪で進めていっている中で、今回のその責任の取り方については今議員がおっしゃるように減額するということについては、

我々の責任があるというふうな認識で捉えられるというふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 処分ということで戒めも含めて527万円の責任と2年連続同様なことを起こしたということと、それだけではなくていろんな意味も含めての処分でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） なぜ私が処分のことを聞くかといったら、その副町長の給料の減額措置の法的根拠を聞こうと思ったのですが、法的根拠はあるけどもこれはほとんど使われません。なぜ私処分について聞いたのは、これは町長は公職選挙法に当たりますから、その処分ですら給与削減してそういう行動とるのですよ。だけれども副町長は公職ではありませんから、そういう部分は適用にならないのですよ、そうですね。これはまどろこしく言わないで自主返納になるのですよ。自主返納という形でやっているのです、自ら。そういう解釈でいいですよ。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員のおっしゃるように先ほども申し上げましたが、私たちは一職員としての責任の取り方としてのことですから、今いった返納というふうな形になると思います。実質的には。ただその意味合いがどうなのかというふうなことだと思います。ですからそこのところに返納するということについては、やはり職としての責任を持ってかかわっていくという意味合いを含めての自主返納なのです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 自主返納となるとこれは副町長に対しての懲戒処分としての給料の減額を命令することはできないのですよ。町長はそういうものがないから、自主返納という形で自分たちで責任を取るという行為なのです。町長と同様に自主返納といたしました。法令上の処分ではなくて事実上の処分となるのです。自ら町長もそういうことで処分できないから古俣副町長に自主返納してくれとそれで我々責任取りましょうと、こうしているのですよ。だけれども、今、るるの答弁を聞くと職としての継続性とかういっています。それはわかりますよ。だから私前段の立ち位置を聞いたのはそこなのです。そうすると古俣副町長にはそういう自主返納するものがないのですよ。そして町長が処分という言葉を使ったから。処分するような何物もないのですよ。これは自主返納という形でいけば白崎前副町長が12月3日まで就任しているのですよ、そうですね。そして12月1日、これは前町長もボーナスが出る基準日なのです。そうすれば12月4日に議案説明しているのですよ。例え職の継続性があるからといったら、それまで古俣さんは教育長ですよ、そうですね。教育委員会の行政組織に関する形で十分責任を果たしていたのです。その時間差があるのに職の継続性ということは自分が自ら以前のもの処分を受けるということにはなりません。返納するということは、そうすると自主返納という形でい

けば白崎前副町長が今いった任命期日とか在任期日のことを考えたら、彼がその時点で町長が彼に処分をして自主返納をしてくださいというのが筋だと思いますよ。なぜそういうことできませんか。近隣の町村でもやっている町村ありますよね。ですからなぜ私も古侯副町長に町長がそういう自主返納させたかということですよ。何回もいいますけれども自主返納というのは法令上のものは処分できませんから形として自主返納という処分の形なのです。その辺をその感情的な単なる職の継続でなくて、1つの法的なルールはありませんけれども、行政の中でどうあるべきかと原点で議論していかないとだめなのです。私はだから古侯副町長には自主返納させたということは、過去の事例、るる述べていますがそれに対する責任に対して処分したということになるのです。自主返納させたということは。そういうことを考えたら私も古侯副町長に給料の減額されるのは酷だと思し筋ではないと思います。そういうことを十分に僕は考えるべきだと思いますし、議案の取り扱いも多分ほかの人も質問あるかどうか別して、私としてはもっとそういうような全体的にこうすべきだで取るものではなくて、本来の理事者、副町長が自主返納するという部分をどういうことをしなければいけないことかちゃんと整備した中でやらないと、これは古侯副町長の職の継続性があるからと副町長の職を持って責任を果たすものであります、だから減額しますと、これは理解します。だけどそれは今後の問題であって、12月3日に就任しているのですよ、古侯副町長は。多分その前に町長は4日に議案説明しているのだから古侯副町長が教育長の在職中に、この議案を上げる決裁はしていると思いますよ。そうすれば継続性云々とは出てこないのですよ。そういう部分を十分に考えてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今前田議員からご指摘があったように、規則的に考えて時系列を追って考えていったら、確かに前副町長と私との関係との中ではこの今回の自主返納の部分での、その減額の問題についてのあり方と捉え方については大きな差があるのではないかというふうなところについては一定限押さえるところはありますけれども、先ほどから申し上げているようにやはり私どもが責任を取るというところにおいては、職としての捉え方をしていかなければならないわけであって、個人的にその一定限度の切れ目の間をもってやはりそれはそれでもう既に終わりというふうな対応にならざるを得ない部分ではないかなというふうに考えます。ですから今回このような削減の提案をさせていただきましたけれども、十分そのありようについては私自身の名前を含めて出ていますけれども、それぞれの職員が意識しながら自分たちの職に対するその仕事の全うを考えていかなければならない問題ではないかなというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、11番、西田祐子議員、12番、松田謙吾議員。賛成11、反対2。

よって、賛成多数により議案第6号は原案のとおり可決されました。